

民間団体の現状と問題点等について

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する意見等
《民間団体による犯罪被害者等支援の在り方》			
1. 民間団体の支援活動の位置付け	○犯罪被害者等基本法（基本法）では、国・地方公共団体だけでなく関係機関や民間団体が連携協力して施策を推進することとしている（基本法第7条）。		○民間団体による支援の意義について、以下の点を指摘できる。 ①刑事司法機関に通報しない犯罪被害者等への支援も行える。 ②警察による犯罪被害者等支援業務に必要な人的資源等が確保されているわけではないため、民間団体がこれを補完することが必要。 ③刑事手続終了後の中長期的な支援についても、民間団体であれば対応できる。 ④犯罪被害者等の直面する問題は多様であり、複数の公的機関が関与することになるが、これら機関の連絡・調整を第一線で行う公的機関は（現在のところ）存在しない。このような場合でも、民間団体が対応することは可能。 ⑤被害者等に対する支援活動を行う民間団体の存在自体が、被害者等の精神的な支えになると考えられる。 ⑥民間団体が支援を行うことにより、コストを削減できる。【畠田構成員】
2. 民間団体の活動の在り方（国・地方公共団体との役割分担、民間で行った方が効果的な活動は何か。）	○基本法では、国・地方公共団体の基本的施策として、①相談及び情報の提供等、②損害賠償の請求についての援助等、③給付金支給制度の充実等、④保健医療・福祉サービスの提供、⑤居住・安全の確保等のほか、民間団体に対する援助を掲げている。		○民間団体が実施できない活動のうち、国・地方公共団体で行うべき支援は以下のとおり。 ①犯罪被害者等への経済的支援（補償、緊急・一時的な経済的支援、税制上の優遇措置、医療費の無料化等） ②安全の確保（DV被害者や虐待児童以外の被害者の緊急的なシェルター、24時間レイブクライシスセンター） ③専門的支援 ・地方公共団体での被害者相談窓口、担当者の設置（特に福祉事務所や協議会で重要。） ・自治体病院での被害者支援の推進（救命救急等における被害者への対応、精神科における専門治療（特に精神保健福祉センターでの被害者相談の推進など） ④その他 ・地方公共団体による活動場所の提供、低額での貸与 ・学校教育での被害・加害予防、被害者対応教育 ・国による地方公共団体の被害者支援への助成 ・国による被害者支援活動の評価等のための全国調査の実施 ・国による地方公共団体への情報提供、活動支援【伊島構成員】
《国による民間団体への援助の在り方》			
1. 被援助団体の範囲			
①犯罪被害者等早期援助団体（早期援助団体）			
○全国被害者支援ネットワーク加盟団体（42団体）のうち、9団体（宮城、秋田、東京、茨城、埼玉、愛知、京都、熊本、宮崎）が早期援助団体として指定。 ○9団体いずれも地方公共団体により何らかの財政的援助を受けている。 ○国は都道府県警察費補助金により経費の1/2を補助 ※平成18年度予算 1億6800万円の一部	○早期援助団体により提供される支援活動の質はある程度の水準に達しており、我が国の被害者支援において重要な役割を果たしている。 ○早期援助団体の指定は9団体にとどまり、その財政的基盤も安定的とは必ずしもいえない。		○早期援助団体の数を今後増やす必要がある。【畠田構成員】 ○早期援助団体の指定を受けた場合、税制上の優遇措置を受けられるものの、国・地方公共団体から自動的に財政的援助を受けられるわけではない。【畠田構成員】

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する意見等
(2) 早期援助団体以外の被害者支援団体			
① 全国被害者支援ネットワーク加盟団体及び事務局	ア. 加盟団体 ○40都道府県42団体（うち9団体が早期援助団体）で構成。加盟団体が多く全国規模で活動。 ○42団体で総数1,054人 常勤職員6%、非常勤職員10%、有償ボランティア17%、無償ボランティア67%） ○加盟団体間で予算規模に差（8万円～1.4億円）がある。 ○33団体が地方公共団体から財政的援助を受けている。 ○国は都道府県警察費補助金により経費の1/2を補助（※平成18年度予算 1億6800万円 早期援助団体分も含む。） イ. 全国被害者支援ネットワーク事務局 ○年間予算は約4,700万円。 うち、民間助成団体からの寄付は4,160万円 ○職員は常勤 2名、非常勤 2名。 ○国・地方公共団体の補助等は受けていない。	ア. 加盟団体 ※活動内容等に関する問題点は、2 参照。 イ. 全国被害者支援ネットワーク事務局 ○加盟団体への支援が十分に行われていない。事務局では、財政的な問題がなければ、①加盟団体に対する情報提供、研修の充実、②加盟団体に対する緊急的な財政援助、③中央の調査研究センター的機能を発揮したいと考えている。	○早期援助団体以外の団体について、資金面での援助を行う際の形式的な基準(例えば法人格の有無等)を定めるのは難しい。そこで、対象となる団体の範囲よりも、対象となる支援活動の種類を定めることを中心として、資金面の援助を考えるのも一つの方法であると考えられる。なおこの場合でも、対象となる団体の範囲についてある程度の制約が課せられるのは当然のことである。【畠田構成員】 ○民間団体が全ての地域に設立され、被害者等への支援活動が広く一般的に行われることが望まれる。【畠田構成員】
② 全国被害者支援ネットワーク加盟団体以外の団体	ア. 犯罪一般 ○NPO法人おかやまサポート・ファミリーズが地方公共団体から財政的援助を受けている。 イ. 性犯罪、DV、児童虐待 ○性被害関係の支援団体への財政的援助も行われている（沖縄県）。 ○DV関係の支援団体は、一時保護に係る援助が中心。1団体当たりの援助額に格差がある（2～2300万円）。 ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）に基づき、都道府県が支弁するDV被害者の一時保護を委託費用について、平成14年度からその2分の1を国が補助。※一時保護委託契約施設 229）のうち民間団体は81（18.4.1現在）。 ○DV法第26条を受け、民間シェルターへの地方公共団体の財政的援助について、平成13年度から地方交付税法上の特別税制需要として、各年度末の特別交付税の算定基準に盛り込まれた（措置率1/2）。 ※民間シェルターへの地方公共団体の財政的援助 149団体、1億1115万円（平成17年度実績）。	○東京強姦・救援センターでは、プライバシーの保護と危機管理の見地から、センターの事務所の所在地、スタッフの実名を公表していないため、申請手続の際に困難が多い。各種団体、企業等からの支援も、こうした点がネックになる傾向があるとしている。	
(3) 自助グループ			
○国・地方公共団体から自助グループに対し、直接財政的援助や財政的援助以外の援助は行われていない。	○自助グループ支援という形で民間支援団体を通じて援助が行われている。	○定例会等を開催するのに、会場の確保や交通費等で会員に負担がかかる。 ○被害者支援に精通した専門家の協力を得るのが難しい（専門家の絶対数の不足、専門家とのパイプラインがない、交通費・謝礼等を負担できない。） ○自助グループ同士の連携が十分できていない。	○自助グループへの援助の仕方については、民間支援団体と密接な関係のあるものには民間支援団体を通じた援助を、関係が希薄なものには直接援助をすることになる考えられる。【自助グループ「六甲友の会」世話人 土師 守氏】

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する意見等
2. 対象となる事務の範囲			
①活動内容	○犯罪一般を支援対象とする支援団体について、地方公共団体による財政的援助の対象となる事業は、相談・面談、広報啓発・人材育成が中心。18府県市では付添い。10府県市では情報提供、10県市では自助グループ支援を対象としている。12府県市では運営管理一般も対象としている。	○電話・面接相談、カウンセリング、情報提供等が活動の中心となっている。 ○付添いや家事支援等のアウトリーチ活動（特に被害直後）を十分に行えていない。 ○自助グループ支援を十分行えていない。 ○会員獲得に向けた活動を十分行えていない。 ○広報啓発活動を充実させる必要がある。 ○財政的な問題がなければ、以下のとおり被害者の多様なニーズに対応した形で必要な支援は概ね行えるとしている。 ・24時間体制の支援（ホットライン、危機介入プログラム） ・家事支援、付添いなどのアウトリーチ活動 ・専門家との連携による支援 ・自助グループとの連携協力 ・学校、地域社会への広報啓発 ・一時避難施設の確保とその運営 ・緊急一時金の貸付	○被害者等のニーズや民間団体の現状等を踏まえ、民間団体の活動のうち具体的にどの活動を重点的に援助するか検討することとしてはどうか。
②組織運営		○有給スタッフ（支援員、管理運営事務を統括する者、現場の支援事業を統括する者）が不足している。 ○支援活動を行う者を対象とした研修が行えていない。	
3 財政的援助に代替し得る人的・物的援助策の内容	○人材養成への協力、事務所等の提供、広報啓発への協力については、犯罪被害者等基本計画（基本計画）において、以下のとおり施策が盛り込まれている。 ・民間の団体への支援の充実【計画Ⅴ第4-3(2)警察庁・厚生労働省、法務省・文部科学省・国土交通省】 ・民間の団体等に関する広報【計画Ⅴ第4-3(4)内閣府・警察庁】		○資金面以外の援助について、早期援助団体とそれ以外の団体とに分けて考える必要がある。 ①早期援助団体に対しては一定の範囲で情報提供がなされている。情報提供の対象となる事件等の拡大（いわゆるautomatic referralなど）も検討に値すると思われる。また、庁舎等の提供や警察電話の利用なども考えられる。 ②早期援助団体以外の民間団体に対しては、財政的援助の対象となるような活動を行う場合、庁舎等の提供や広報活動の協力などを行うことができるとされる。 ③資金面以外の援助の対象となる団体の範囲についても、一定の制約が課せられるのは当然であるが、具体的な範囲については今後の課題である。【富田構成員】

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する意見等
(1)事務所等の提供	○7団体に対し地方公共団体により施設・庁舎の一部が事務所等として提供されている。	○事務所、研修室（会議室）、面接室（応接室）等の提供、車両の確保について要望がある。	○基本計画において関連施策が既に盛り込まれており、これを踏まえてさらに必要な取組があるかどうか検討することとしてはどうか。
(2)人材養成への協力	○ほとんどの地方公共団体で各種研修会等に対する講師派遣等を実施している。警察による協力が大半。	○支援活動を行う者を対象とした研修が十分ではない。標準的な研修プログラムがない。 ○関係団体（省庁）からの人材の出向を得たいとの要望がある。	○標準的な研修プログラムについては、支援のための連携に関する検討会において検討。 ○人材の出向については、基本計画に関連施策が既に盛り込まれており、これを踏まえてさらに必要な取組があるかどうか検討することとしてはどうか。
(3)広報啓発への協力	○ほとんどの地方公共団体でポスターの掲示やリーフレットの配付、講演会・シンポジウムへの講師派遣等を実施している。警察による協力が大半。	○被害者に支援団体や自助グループの存在を周知することについてニーズがある。	○基本計画において関連施策が既に盛り込まれており、これを踏まえてさらに必要な取組があるかどうか検討することとしてはどうか。
(4)税制上の優遇措置等	○犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（第23条第2項に規定する事業を主たる目的とする法人であって、早期援助団体である民法法人は、寄付金控除等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税になる法人の範囲に加えられている） ○現在、5団体（宮城、東京、愛知、京都、熊本）が特定公益増進法人の認定を受けている。 ○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律により、公益性を認められた法人・これに寄付する者について当該法律の施行日（※）までに所要の財政上の措置を講ずることとされている。 （※）公布日（H18.6.2）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日		○現在、公益法人等改革が進行中であり、その状況を必要に応じて適宜把握することとしてはどうか。
4. 援助の経路	○地方公共団体が民間団体に対し直接財政的援助を行い、国が援助に要した費用の一部を負担（補助金、交付税措置）する方式となっている。		○財政的援助を行う場合には受け皿となる組織が必要である。また、受け皿組織から各団体に配分を行う場合には一定のガイドラインが必要である【全国被害者支援ネットワーク渡辺 直事務局長】。 ○総合的な被害者支援を行う「犯罪被害者保護法人（仮称）」を設立し、財政的な援助及び優遇措置を行えるようにしてほしい【基本計画検討会での意見】。
5. 財源	○財源は一般財源。		○経済的支援に関する検討会とも関連。 ○罰金などを財源とする「犯罪被害者基金（仮称）」の設立を検討してほしい【基本計画検討会での意見】。